

# 群馬県内に避難されている方々の相談会を開催

～皆さーん、話を聞かせてください、  
相談してください、お待ちしています～



群馬司法書士新聞震災対策特別号が昨年6月16日付の上毛新聞で紹介された。その中で「相談会を通じて、被災地から避難者に向けられた情報が十分に行き届かない現状を知り、情報紙として震災新聞を発行することを思つたった」と伝えている。

この記事に最初に反応したのが『NPO法人じゃんけんぽん』だった。以来、震災新聞を送り続けている。じゃんけんぽんは子供も高齢者もだれもが安心して暮らせる地域作りを目指して幅広く活動しているNPOだ。その一環として、昨年6月から高崎市内に避難している福島県の方々への支援として地元紙「福島民友」「福島民報」と「群馬司法書士新聞」を備え置き来訪者に地元情報の提供を始めた。

昨年12月からは避難している方々の為に“仲間作りの集い”も始めた。今では多い時で10人程が集まるという。そして今年になって集まる方々の悩みや不安を解消できないかと、NPOから群馬司法書士会に問い合わせがあった。既に相談の実績のあることを伝え相談会を開くことを提案した。

2月28日に打ち合わせを兼ねてNPOを訪問した。一組の御夫婦が来ていた。『高崎市内の借り上げ住宅に住んでいるが、以前の隣人たちとはバラバラになってしまい孤立感が深まり悩んでいた。そんなとき“仲間作りの集い”的存在を知り早速参加した。知り合いはいなかったが同じ境遇の人達と話が出来るので助かっている。相談したいことも沢山ある。』と語っていた。



このことが、群馬県内に避難している方々の相談会開催の端緒となる。NPOの代表、スタッフと打ち合わせ、今後は定期的に相談会を開くことを確認した。

3月15日に第1回目の相談会を開催。3人の司法書士で対応する。相談者は4人。筆者は郡山市から借り上げ住宅に避難している女性と面談した。3才、小学1年生、6年生の子供の被曝を心配しての自主避難であった。郡山市の線量は非常に高く、市内の歩道でも年7ミリ



心が引き裂かれそうであった。古里を捨てるのかという冷たい目にも耐えなければならなかつた。3人の子供の将来の健康を考えると、親の責任の重さに潰されそうにもなつた。しかし、3人の幼い澄んだ目を見て決断したという。昨年6月のことだった。それから、9ヶ月が経つた。今では、正しい決断だったと自信を持って言える。群馬の冬は郡山から比べれば、遙かに暖かい。そして、空の青さに感動したという。郡山市では見られない空の青さだという。私は思った、天を仰ぎ見る余裕が出てきたのだと。

相談会終了後、NPOのスタッフが、避難先の借り上げ住宅で相談に乗ってもらえないかと言ってきた。明日にでもしましょうと即答する。

3月16日、高崎市内に避難している御夫婦を司法書士2人で訪ねる。原発賠償請求問題であった。既に、鉛筆で下書きがしてあつたので、一つ一つ確認しながら記入の手助けをする。納得できない部分については合意しない、部分合意をするようにアドバイスする。1回目から請求していないケースなので、東電との間で合意が出来ない部分は次の時に再度請求するように言う。

お茶をいただきながらの話は尽きない。その中で、非常に気になった話があった。一時帰宅で車を自宅から持ってきた。しかし、福島ナンバーの車に対する嫌がらせが続いた。ひつかき傷は付けらる、蹴飛ばされる、走っていると後ろから「あおられる」。これにはかなりまいつた。福島ナンバーを群馬に変更することで何とかおさまったが、福島に対する差別のすさまじさに恐怖さえ感じた。避難している事のストレスに加え、他人の冷たさに、ますます萎縮するばかりだ。救いは、3才になる子供の無邪気さだけだった。奥さんの憔悴が激しいので、カウンセラーに、心の内を聞いてもらうことを勧め、近々、実行することになる。

(しまださだお)



4月12日「仲間作りの集い」に3人の司法書士が相談員として参加した。当日は、8名ほどの避難者の方々が集まり、それぞれ情報交換等しながら談笑していた。相談員とはいっても、かしこまったく相談会といった体ではなく、様々情報交換等する中で法律的な困りごと等があったらアドバイスをするような形で、被災者の抱える悩みをうかがった。とは言っても、今回の集まりの主眼は、被災者同士が交流をもつことにより、情報を交換し、互いの悩みを打ち明け、励まし合う場を作ることが目的だったので、司法書士相談員はサポート役として、求められるときのみ話を聞き、相談に応じた。その他、相談員としては、群馬県社会福祉協議会、社会福祉士が相談員として参加していた。

避難者の悩みとしては、自宅がどうなっているのか、それをとても心配されていた。自宅の鍵が地震のために壊れているので、それを早急に直したいが、一時立入の際に修理業者を同行することは可能なのか。現在は、警戒区域で立入が制限されているものの、今後、順次、警戒区域が解除され、居住制限区域となると、寝泊まりはできないものの、自由に立入はできるようになるため、泥棒に入られたりしないか心配されている方が多かった。

相談としては、それほど多くの相談があった訳ではないが、被災者の方や群馬県社会福祉協議会の担当の方と話をすると、被災者同士の横のつながり、連携が不足していることがよく分かった。予想していたことではあるが、福島県を離れて避難している市民は、福島県内のそれに比しても圧倒的にあらゆる情報が不足しており、いくらかの情報は確かに行政を通じてもたらされてはいるものの、それ以外に避難者同士が交流を持つ機会がなく、避難者同士での語り合いの場を熱望しているようであった。

県内各地で、それぞれの地域に避難してこられている避難者を対象としたこのような「集い」が定期的、継続的に開催される必要があると感じた。

(にしかわただし)

## \* 次号の特集予告 \*

今号では、1年を振り返って遅々として進まない原発賠償請求について触れてみました。次号では、事例形式で問題を探ってみたいと思います。被害者の様々な批判をうけて、賠償額等々に変化を見せる東電。はたして、被害者の苦悩に真摯に向き合うつもりなのか。

次号では **『原発事故の一年を  
振り返る、その2』**

を特集いたします。